

登録後の報告事項とその時期について

	報告事項	報告事項 内訳	報告時期			様式	様式 ダウンロード
			30日以内	随時※	年度2回※		
1	軽微な事項 ※法令で定める事項 提出先 埼玉県交通政策課 さいたま市運営協議会	名称・住所・代表者の氏名	○			県・様式第2-4号	埼玉県HP
2		自家用有償旅客運送の種別（公共交通空白地有償運送及び福祉有償運送の双方を行う自家用有償旅客運送者が、公共交通空白地有償運送又は福祉有償運送のいずれかを行わないこととする場合に限る。）	○				
3		路線又は運送の区域（減少する場合に限る。）	○				
4		事務所の名称及び位置	○				
5		事務所ごとに配置する自家用有償旅客運送自動車の数及びその種類ごとの数	○				
6		運送しようとする旅客の範囲（縮小する場合に限る。）	○				
7		事故報告書（重大事故※）	○			別記様式（第3条関係）	
8	その他の事項 ※運営協議会で合意した事項 提出先 さいたま市運営協議会	運行管理責任者		○		市・様式第1号	さいたま市HP
9		整備管理責任者		○			
10		運行管理・整備管理に係る指揮命令系統		○			
11		事故処理連絡体制		○			
12		苦情処理連絡体制		○			
13		運転者			○	県・参考様式第0号	埼玉県HP
14	運転者が追加された場合			○	県・様式第4号		
15	会員として登録された旅客			○	県・参考様式第八号		
16	事故報告書			○	協議会・様式第9号		
17	苦情報告書			○	協議会・様式第10号		
18	苦情報告書（制度に関わるもの等）		○		協議会・様式第7号		
19		自家用有償旅客運送輸送実績報告書			○	協議会・様式第8号	

※随時：事象発生後速やかという意味であり、概ね2週間以内とする。

※年度2回：自家用有償旅客運送輸送実績報告書に併せて提出する。

※重大事故：自動車事故報告規則（昭和26年運輸省令第104号）第2条の事故をいう。